

(2)戦後における竹島問題

竹島問題における韓国の主張の形成

藤井 賢二

はじめに

南朝鮮過渡政府が竹島の存在を意識しはじめた1947年から、韓国政府外務部政務局が韓国政府の主張を整理した『外交問題叢書第11号 独島問題概論』を発刊した1955年までに、竹島領有を主張するために韓国が示した「根拠」を整理するのが、本稿の目的である。この作業により、韓国がどのようにして竹島問題に関する主張を形成してきたかを明らかにしたい。

1. 竹島領有問題に関して1947～55年に韓国が行った主張

1947年から1955年までに韓国が示した竹島を領有する「根拠」は次のように整理できる。¹

A歴史的根拠

- a 竹島は『世宗実録』にある「于山島」である。
- b 竹島は『成宗実録』にある「三峯島」である。
- c 竹島は『正宗(正祖)実録』にある「可支島」である。
- d 17世紀末、竹島に行った安龍福が竹島は朝鮮領であると日本人に厳重に警告した。
- e 17世紀末に江戸幕府は鬱陵島およびその「属島」の竹島を朝鮮領と認めた。

B1905年2月22日に行われた竹島の日本領土編入の不当性

- a 鬱陵島の住民は日本領土編入以前から竹島で漁労活動をしていた。
- b 朝鮮人は竹島を「石島(トルソム)」と呼んで認識していた。²
- c 1906年に鬱陵郡守沈興澤が作成した報告書には「本郡所属独島」とある。
- d 竹島の日本領土編入についての正式の通告は当時の大韓帝国政府に行われなかった。
- e 竹島の日本領土編入は秘密裡に、すなわち島根県という地方政府レベルで行われた。³
- f 竹島の日本領土編入に大韓帝国政府は抗議できなかった。⁴

¹川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(古今書院1966年8月 東京)および濱田太郎「竹島(独島)紛争の再検討-竹島(独島)紛争と国際法、国際政治-(1)(2)(3)」(『法学研究論集』6・7・8 明治大学大学院法学研究科1997年2月・1997年9月・1998年2月 東京)による整理を参考にした。

²この主張と、鬱陵島を「鬱島」と改称して「鬱島郡」を置いた1900年10月25日付大韓帝国勅令41号に記載されている「石島」が竹島であるという、現在韓国が行っている主張は関連する。よって、1905年の日本の領土編入に関する項目にこの主張を置いた。

³日本政府は1905年1月28日の閣議で竹島を「島根県所属隠岐島司所管」とすることを決定してその旨を同年2月15日に島根県に訓令した。島根県は同年2月22日付の同県告示第40号で竹島について「本県所属隠岐島司ノ所管ト定メラル」とした。したがって竹島の日本領土編入が「地方レベルで行われた」という主張は誤りである。

⁴当時の大韓帝国政府の竹島に対する認識は希薄であったために、日本への抗議はできたのにしなかったというのが実相であり、韓国の主張は誤りである(本報告書所収の山崎佳子「韓国政府による竹島領有根拠の創作」頁)。したがって、「少なくとも1905年に韓国側の抗議のなかったことを今後は言わないこと。つまり外交権を剥奪した相手が何も言わなかったからというような乱暴な論議だけは辞めること」といった主張(大西広「竹島=独島から考える領有権問題と『竹島密約』」(『経済科学通

g 日本政府は、無効（null and void）と韓国政府が主張している、日韓議定書や第一次日韓協約の後に竹島の日本領土編入を行った。

h 竹島は日本の朝鮮半島侵略の犠牲となった最初の領土である。

C 1946年の二つの総司令部覚書と対日講和条約について

a 1946年1月29日付総司令部覚書「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離すること」（SCAPIN-677）の対象地域の中に鬱陵島や濟州島とともに竹島があった。

b 1946年6月22日付総司令部覚書「日本の漁業及び捕鯨業許可区域」（SCAPIN-1033）で定められた、日本漁船の操業の限界線であるマッカーサーライン（以下「マ・ライン」と略記）の外側に竹島が置かれた。

c 1948年6月8日におきた米軍による竹島爆撃事件⁵の処理が米韓間で行われた。

d 竹島は1943年の「カイロ宣言」で日本からの剥奪が定められた「暴力および強欲により日本が略取した領土」にあたる。

e 日本が竹島の領有権を主張するのは日本の再侵略の野心の現れである。

次に、1947年から1955年までに韓国で書かれた竹島問題に関する文献のうち、竹島領有の主張が「根拠」を含めて記されているものを列挙する。

- ①方鐘鉉「独島の日」（『京城大学 予科新聞』13）（韓国語）⁶
- ②「独島は朝鮮の土地 証憑資料多数保管」（1947年10月15日付『大東新聞』ソウル）（韓国語）⁷
- ③「古色蒼然たる歴史的遺跡 鬱陵島を捜して 鬱陵島学術調査隊長 宋錫夏」（『国際報道』10 国際報道連盟 1947年12月 ソウル）（韓国語）⁸
- ④「独島 古名は三峰島 航空路の要衝 東海の我が国土 悲しい流血の記録 踏査回顧 洪鐘仁 記」（1948年6月17日付『朝鮮日報』ソウル）（韓国語）

信』114 基礎経済科学研究所 2007年9月 京都）17頁）は事実に基づくものではなく、それこそ「乱暴な論議」である。

⁵「独島爆撃事件」とは1948年6月8日に米空軍機が竹島で爆撃演習を行ったため操業中の韓国人漁業者が被害を受けた事件である。洪聖根「独島爆撃事件の国際法的争点分析」（独島学会編『独島研究叢書10 韓国の独島領有権研究史』独島研究保存協会 2003年12月 ソウル 韓国語）によれば、この事件によって16名の犠牲者が生じた。

⁶『一簣国語学論集』（民衆書館 ソウル 1963年）所収の記事（568～572頁）を検討した。記事の末尾に「この草稿は鬱陵島旅行報告中の一節で一日の日記である。丁亥年 秋夕前夜」とあるため1947年に書かれたと判断し、時系列ではこの位置に置いた。

⁷『独島』の国籍は朝鮮 厳然たる証憑資料も保管」（1947年10月16日付『水産経済新聞』（ソウル 韓国語）も同一内容である。なお、1947年の竹島関連新聞記事としては「独島は我が領土 史的証憑文献 捜索会でからマック司令部に報告」（1947年8月5日付『東亜日報』（1947年8月7日付『東光新聞』（光州）にも同文の記事がある）がある。同記事中に「独島が江原道区域に編入されたという日本人地理学の論文が発見された」とあり、これは翌年に申奭鎬が「独島所属に対して」（⑦）で取り上げた樋畑雪湖「日本海における竹島の日鮮関係に就いて」（『歴史地理』55-6 日本歴史地理学会 1930年6月 東京）であろう。同記事中の「竹島（リアンコルド島）は鬱陵島と共に今は朝鮮の江原道に属して」とする記述は、1953年9月9日付韓国政府口上書（㉔）でも、韓国側「根拠」の一つとなった。日本政府は、1954年2月10日付口上書で、この記述は竹島と鬱陵島の混同の結果生まれた誤りであると反論した。

⁸「鬱陵島学術調査隊」は朝鮮山岳会が主催し、南朝鮮過渡政府も人員を参加させて1947年8月16～28日に派遣され、同年8月20日に竹島に上陸した。本稿に登場する宋錫夏（朝鮮山岳会会長）・洪鐘仁（同会副会長）・申奭鎬（国史館館長）・方鐘鉉（ソウル大学校文理工科大学教授）はこの調査団に参加した（鄭秉峻『独島 1947-戦後独島問題と韓米日関係-』（トルペゲ 2010年8月）110～168頁）（韓国語）。

- ⑤「独島（原名はトルソム）は我らの島」（『セハン民報』2-13 セハン民報社 1948年7月 ソウル）（韓国語）
- ⑥1948年8月5日付の愛国老人会によるマッカーサー総司令部長官宛請願（英語）
Request for Arrangement of Lands Between Korea and Japan⁹
- ⑦申爽鎬「独島所属に対して」（『史海』1 朝鮮史研究会 1948年12月12日 ソウル）（韓国語）
- ⑧1951年9月21日付で卞榮泰外務部長官がムチオ駐韓米国大使に宛てた書簡（英語）¹⁰
- ⑨1951年11月26日付「李公報處長の独島に関する談話」（韓国語）¹¹
- ⑩「歴史的諸根拠厳存 海洋主権限界は変遷している 日本の異議に山岳会反駁」（1952年1月31日付『東亜日報』釜山）（韓国語）¹²
- ⑪「社説 日本政府の抗議に反駁」（1952年2月2日付『釜山日報』釜山）（韓国語）
- ⑫1952年2月12日付駐日代表部覚書（英語）¹³
- ⑬1952年2月25日の「国籍処遇問題に関する非公式会談」における金東祚外務部政務局長の発言（日本語）¹⁴
- ⑭韓国山岳会「鬱陵島・独島学術調査団出発に際して」（1952年9月刊行場所不明）（韓国語）

⁹Korean Petition Concerning Sovereignty of “Doksum”, Ullung Do, Tsushima, and “Parng” Islands. (米国国立公文書館 (RG84) office of the U.S. Political Advisor for Japan, Tokyo Classified General Correspondence 1945-52 1948:800 Korean Political Affairs, July-Sept)。この請願で愛国老人会は、竹島だけでなく、東シナ海の暗礁であるソコトラロック（当時韓国は「波浪島」と呼んだ。現在韓国は「離於島」と命名して海洋科学基地を建設し中韓間の摩擦を引き起こしている）と対馬も韓国領であることを主張した。CHO SUNG WHAN という曹成煥会長の直筆の署名があること。英文の拙劣さや記載された歴史的事実の誤りを指摘して請願を酷評し、「韓国ソウルの愛国老人会についてはほとんどわからない。しかし、この組織が公的な地位を持たずまた要求の喧嘩腰な性格を見れば、この請願へのGHQの返答は必要ではなく受けとったことを知らせるだけで十分である」という極東米軍の総司令部への1948年8月25日付の伝言が付記されていること。極東米軍の意見を総司令部が受け入れたことを示す同年8月27日付の文書が付記されていること。これらの点で、玄大松が『領土ナショナリズムの誕生—「独島／竹島問題」の政治学—』（ミネルヴァ書房 2006年11月 京都）で引用したRecords of the U.S. Department of State relating to the internal affairs of Japan, 1945-1949 : Department of State decimal file 894 所収の同名文書群とは異なる。鄭秉峻「解放後韓国の独島に対する認識と政策(1945-51)」30～31頁参照。

¹⁰TRANSMITTAL OF LETTER FROM MINISTER OF FOREIGN AFFAIRS ON KOREAN CLAIM TO DOKDO ISLAND (Records of the U.S Department of State relating to the Internal Affairs of Korea, 1950-54 Department of State Decimal File 795)。

¹¹『光復30年重要資料集（月刊中央75年1月号別冊附録）』（中央日報社 1975年1月 ソウル 韓国語）140頁。李哲源公報處長によるこの談話は、1951年10月22日に開催された衆議院「平和条約及び日米安全保障条約特別委員会」において、草葉隆圓外務政務次官が対日平和条約で竹島は日本領土であることが確認されたと述べたことを報じた新聞記事「日本に還る無人の『竹島』 空白十年の島の全容を探る」（1951年11月24日付『朝日新聞』）に反発して発表されたものである。

¹²「独島は厳然たる我が領土 奇怪な日本側異議に山岳会で反駁 海域宣言と『竹島』」（1952年2月1日付『自由新聞』 ソウル 韓国語）も同一の文章である。

¹³日韓会談に関する韓国側公開文書「平和線宣布と関連する諸問題 1953-55」117～118頁（英語）。『独島関係資料集（I）—往復外交文書(1952～76)—』（外務部 1977年7月）3～6頁（英語）。『外交問題叢書第11号 独島問題概論』（㊟）には竹島関連部分のみが掲載されている（附録7頁 英語）。日本語訳は『レファレンス』33（国立国会図書館調査立法考査局 1953年11月20日）に「李承晩大統領宣言にたいしての日本政府からの抗議口書にたいする韓国政府からの回答覚書（昭和27年2月12日付）」として掲載されている（8～11頁）。日本政府の李承晩ライン宣言に対する抗議は1952年1月28日に行われた。

¹⁴「日韓会談記録（2）（国籍処遇問題）」外務省アジア局 1952年6月（日韓会談に関する日本側公開文書 第5次公開 開示決定番号852 文書番号606）。

- ⑮柳洪烈「鬱陵島・独島學術調査紀行」(1952年10月13日付『ソウル大学新聞』)(韓国語)
- ⑯「社説 独島帰属問題と日本の妄執」(1953年3月10日付『釜山日報』)(韓国語)
- ⑰崔柄海「光復された独島の領有権を主張する」(『国防』26 国防部政訓部 1953年9月 刊行場所不明)(韓国語)¹⁶
- ⑱「日の独島侵犯に世論 我が領土権明白 山岳会声明 日帝の侵略手段再現」(1953年7月3日付『国際新報』 釜山)(韓国語)
- ⑲1953年7月7日に韓国国会で行われた「独島事件に関する真相報告」(韓国語)¹⁷
- ⑳李崇寧「独島問題と今後の対応」(『希望』3-9 希望社 1953年9月 ソウル)(韓国語)¹⁸
- ㉑「1953年7月13日付日本政府の独島(「竹島」)に関する見解に対する韓国政府の論駁」(1953年9月9日)(韓国語)¹⁹
- ㉒崔南善「鬱陵島と独島-韓日交渉史の一側面-」(1953年8月10日～同年9月6日付『ソウル新聞』 ソウル)(韓国語)
- ㉓柳洪烈「独島領有の史的合法性」(1953年11月9日付『ソウル大学新聞』)(韓国語)
- ㉔洪以燮「鬱陵島と独島」(『新天地』9-7 ソウル新聞社 1954年7月 ソウル)(韓国語)
- ㉕黄相基「独島問題研究」(1954年7月15日付『勤労学生新聞』 刊行場所不明)(韓国語)²⁰
- ㉖「独島(「竹島」)領有に関する1954年2月10日付、重二第15号日本外務省の覚書として日本政府が取った見解に反駁する大韓民国政府の見解」(1954年9月25日)(韓国語)²¹
- ㉗洪以燮「独島は厳然たる韓国領土」(『情報』 公報室 1954年10月)(韓国語)
- ㉘1954年10月28日付韓国政府口上書「竹島問題の国際司法裁判所への付託を拒否」(韓国語)

¹⁵1952年の「鬱陵島・独島學術調査団」は韓国山岳会が主催し、韓国政府が後援して9月17～28日に派遣された(「鬱陵島・独島學術調査紀行」(⑮))。同年9月15日に米軍機の竹島での爆撃訓練があったという情報を得たため、9月19日に予定していた竹島上陸は断念されたという(「独島に対する米国の見解 1952-65」大韓国外交通商部所蔵文書 分類番号 743.11JA 登録番号 5420 韓国語)。

¹⁶記事の末尾に1953年6月16日という付記があるため、時系列ではこの位置に置いた。

¹⁷この「独島事件」とは1953年6月27日に海上保安部と島根県が共同で竹島調査を行い、竹島に上陸していた韓国人6人に退去を命じ、「島根県穩地郡五箇村竹島」の標識を建てたことをさす。

¹⁸記事の末尾に(7・30)とあり、1953年7月30日に書かれたと判断して時系列ではこの位置に置いた。

¹⁹『外交問題叢書第11号 独島問題概論』(㉑)117～130頁(韓国語)・附録36～48頁(英語)。前掲註(13)『独島関係資料集(Ⅰ)-往復外交文書(1952～76)-』29～40頁(英語)。

²⁰『独島』(大韓公論社 1965年11月 刊行場所不明 韓国語)(211～238頁)および『独島資料集』5(海洋水産部 2000年12月 刊行場所不明 韓国語)(273～295頁)。『独島』には「1957年2月28日から6日間東亜日報に連載」とあるが、『東亜日報』所載の該当論文は黄相基「独島領有権」であり、誤りである。黄相基『独島領有権解説 附録平和線問題』(勤労学生社 1965年5月 ソウル 韓国語)の「自序」には「著者は独島の領有権問題に対して、(1)1954年7月15日勤労学生新聞紙上に独島問題研究、(2)1954年12月12日民主新報に独島に対する史的小考、(3)1955年2月28日ソウル大学新聞紙上に独島問題小考、(4)1955年2月28日ソウル大学校大学院で独島問題研究法学碩士学位論文として通過した事実」とあるので、この論考は1954年に書かれたものと判断した。ただし、『独島領有権解説 附録平和線問題』掲載の1954年7月15日付『勤労学生新聞』の写真にある記事の題目は「独島問題解説」であり、内容も「独島問題研究」とは異なっている。また、「独島は厳然たる韓国領土」(㉗)では黄相基の論文は「勤労学生(第3号)紙」に掲載されたと記されている(40頁)。さらに、『独島資料集』5(海洋水産部 2000年12月 刊行場所不明 韓国語)掲載の黄相基「独島領有権解説」(234～272頁)は「勤労学生社 1954年刊」と付記されているが、1965年までの記述を含むなど、黄相基の著作については不明な所がある。

²¹『外交問題叢書第11号 独島問題概論』(㉑)155～189頁(韓国語)・附録84～103頁(英語)。前掲註(13)『独島関係資料集(Ⅰ)-往復外交文書(1952～76)-』78～93頁(韓国語)・94～116頁(英語)。『朝鮮研究』182(日本朝鮮研究所 1978年9月 東京)44～56頁(日本語)。

【表 1947～55年に韓国が示した竹島領有の「根拠」】

〔「根拠」を検討し、主張しているものを○、部分的に主張しているものを△で示した。〕

	Aa	Ab	Ac	Ad	Ae	Ba	Bb	Bc	Bd	Be	Bf	Bg	Bh	Ca	Cb	Cc	Cd	Ce
①							○											
②								△										
③		△																
④		○			○													
⑤		△					○											
⑥					○				△	○	○							
⑦		○			○	○		○			○				○			
⑧										○				○	○	○		
⑨														○		△		○
⑩		△			△											△		
⑪		○			△											△		
⑫														○	○			
⑬										△				○		○		
⑭				△	○													
⑮		△				○	○	△							△			
⑯	○			○	○						△							○
⑰	○	○		○	○		○				○		△	○	○	○		○
⑱		△				△										△		○
⑲		△					○							○		○		○
⑳		○			○	○	○	△	○	○	○		△			△		○
㉑	○	△		○		○	○	○	○	△	○	○		○				
㉒	△	△	○	○	○					○	△			△				○
㉓	△	△		△	○										○	○		
㉔		○					○											
㉕	○		○	○	○	○		○			△			○	○		○	
㉖	○	△		○	○	○		○	○	○	○	○		○				
㉗					△								○					
㉘											△		○					○
㉙			○	○	○	○	○	○	○	△	○	△		○	○	△	○	
㉚	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○	○	△		○
㉛	△			△	○	○								○			○	
㉜	○	○		○	○	○	○	○		△			△	○	○	○	○	○

²² 『外交問題叢書第11号 独島問題概論』(㉔) 208～211頁(韓国語)・附録117～120頁(英語)。前掲註(13)『独島関係資料集(Ⅰ)-往復外交文書(1952～76)-』119～121頁(英語)。

- ㉘黄相基「碩士學位論文 独島問題研究」(ソウル大学校大学院法学科 1954年12月12日)(韓国語)
- ㉙『外交問題叢書第11号 独島問題概論』(1955年5月 外務部政務局)(韓国語)
- ㉚黄相基「独島問題小考」(1955年2月28日付『ソウル大学新聞』)(韓国語)
- ㉛金麗生「国際法上から見た独島の帰属」(『和白』1 延禧大学校法政大学法政学会 1955年8月 ソウル)(韓国語)

①～③の文書を時系列順に縦に並べ、前述した竹島問題に関する韓国の主張を横に並べたのが【表 1947～55年に韓国が示した竹島領有の「根拠」】である。表中の△(部分的に主張)について、具体的な説明を加えたい。

②「独島は朝鮮の土地 証憑資料多数保管」

Bc について、「李朝末にもここを我が領土として確認し、日本の侵略を憂慮して当時の鬱陵島郡主から上部に対して報告した」とある。歴史的経過や典拠が明確でないため△とした。

③「古色蒼然たる歴史的遺跡 鬱陵島を捜して 鬱陵島学術調査隊長 宋錫夏」

Ab について、文章は主として鬱陵島に関するものであるが、一部竹島に関する記述があり、そこに「歴史的には、李朝成宗3年から12年(1473～1481)までの十年間、この島の問題が沸騰して朴宗元は敬差官として我が国の投潜者を捜そうとしたことがあった。富寧人金漢京等が行っても投潜民に(4文字判読不明-藤井補註-)上陸できず凶形だけ画いたという。いわゆる三峯島捜覓問題である」とある。この文章に続いて再び鬱陵島の説明があるため、文中の「この島」が竹島なのか鬱陵島なのか判然としない。よって△とした。

④「独島(原名はトルソム)は我らの島」

Ab について、「この島は遠く成宗朝に『三峯島』と呼ばれた明らかな我が国領内の島」とあるが、典拠を示していないため△とした。

⑤1948年8月5日付の愛国老人会によるマッカーサー総司令部長官宛請願

Bd と Bf について、「当時、微妙な国際関係を考慮して、日本当局は(独島の日本領土編入を-藤井補註-)躊躇した。しかし、日本は露日戦争におけるロシアの蹉跌を見て、鳥取県告示40号が公式に発令された。(略-藤井-) こうしてこれらの島は日本政府に占領された。これは秘密裏に行われたので、大韓帝国政府だけでなくどの国も知ることはなかった。たとえ大韓帝国政府が気づいていたとしても、いかなる政策もとられなかったであろう」とある。正式な通告がなかったという点が明確でないため Bd は△とした。また、日本に外交権が奪われていたため抗議できなかったという主張はないため Bf も△とした。

⑥1951年11月26日付「李公報處長の独島に関する談話」

Cc について、「9月8日に我が漁民が不意の惨変を受けてその記念碑を当時の慶尚北道知事曹在千氏名義で建てたこともあった。この事実は朝日新聞も認定している」とある。意味不明な記述であり、また事件の処理が米韓間で行われたことへの言及がないため△とした。

⑦「歴史的諸根拠厳存 海洋主権限界は変遷している 日の異議に山岳会反駁」

Ab について「四百余年前の我が成宗の時から三峯島とされ」と誤りがあり、典拠が示されていないため△とした。

Ae について、日朝間で鬱陵島の領有が争点となった1614年(光海君6年)についての記

述はあるが鬱陵島への渡航が禁止された 1696 年の決定については触れていないため△とした。

Cc について、「独島爆撃事件」の慰霊碑が竹島に建てられていることが 1951 年 11 月 24 日付『朝日新聞』で報道されたことを日本政府は考慮すべきであるとある。理解しがたい主張であり、また事件の処理が米韓間で行われたことへの言及がないため△とした。

⑪「社説 日政府の抗議に反駁」

Ae について、⑩と同文であるため△とした。

Cc について、⑩と同様であるため△とした。

⑬1952 年 2 月 25 日の「国籍処遇問題に関する非公式会談」における金東祚外務部政務局長の発言

Be について、竹島に関して金東祚は「同島は明治 38 年島根県に編入されたが、右は同県が政府の意に反して独断専行的に行ったものである」と述べたとある。竹島の日本領土編入は秘密裡に行われたという主張はないため△とした。

⑭「鬱陵島・独島学術調査団出発に際して」

Ad について、安龍福が「鬱陵島とその属島が朝鮮領土であること」を認めさせたとあるが、安龍福が竹島に行ったという記述はないので△とした。

⑮柳洪烈「鬱陵島・独島学術調査紀行」

Ab について、「飲料水がなく三十余種の栽草だけが育つことができるので、早くからトクソム（慶尚道方言で岩島の意味）または三峰島と呼ばれてきた」とあり、典拠不明なため△とした。

Bc について、「光武十年（1906 年）に日本島根県隠岐島司ら十余名が鬱陵島に来て一方的に独島が以後彼らの所有であると告げたが、この事実自体がこの島の所有権が我々にあることを物語って」いるとある。「独島」は鬱陵島に所属するという認識を示しているが、鬱陵郡守の報告書への言及はないため△とした。

Cb について、マ・ライン制定を 1945 年 10 月 13 日としている。日本の船舶及び船員が竹島から 12 マイル以内に近づいてはならないと命じたのは、1946 年 6 月 22 日付総司令部覚書(SCAPIN-1033)である。1945 年 10 月 13 日付米国太平洋艦隊日本商船管理局覚書第 42 号は(SCAPIN-1033)の前身ではあるが、竹島周辺水域での日本漁船の操業への言及はない。正確ではないので△とした（川上健三『戦後の国際漁業制度』大日本水産会 1972 年 3 月 東京 17～22 頁）。

⑯「社説 独島帰属問題と日本の妄執」

Bf について、「高宗 18 年に日本勢力は韓国を左右することのできる時であったので、韓国政府はあえて抗議すらできなかつた」とある。年代に明らかな誤りがあり、△とした。

⑰崔柄海「光復された独島の領有権を主張する」

Bh について、「倭国は 1906 年韓日間の善隣友好の親意を犯して第一次として独島を貪ってしまった」とある。竹島は日本侵略の犠牲となった最初の朝鮮の領土という認識が不明確なことから△とした。

⑱「日の独島侵犯に世論 我が領土権明白 山岳会声明 日帝の侵略手段再現」

Ab について、「約四百年前に三峯島として現れた」とあるが、典拠を示していないため△とした。

Ba について、「長い間主に貧しい鬱陵島漁民たちの生産根拠地の一つとなっていたことは

明白」とある。「長い間」とはいつからなのか不明であいまいな文章で△とした。

Ccについて、竹島爆撃事件と翌年の慰霊碑建立について記すが、事件の事後処理に関する米国との関係への言及はないので△とした。

⑲1953年7月7日に韓国国会で行われた「独島事件に関する真相報告」

Abについて、「三峯島」の典拠を『世宗実録』としていて誤りなので△とした。

⑳李崇寧「独島問題と今後の対応」

Bcについて、1906年の島根県調査団の竹島視察と鬱陵島上陸および鬱陵郡守訪問を記すが、鬱陵郡守の報告中の「本郡所属独島」については言及がないため△とした。

Bhについて、「日本の武力下で踏みつけられた旧韓国が引き続いて保護国という体のよい植民地計画の初段階に入り、外交権を奪われてさらに併合で終焉を告げる旧韓国の反抗または世界各国への哀訴ははたして可能だったのかを考えてみよ」とある。竹島は日本侵略の犠牲となった最初の朝鮮の領土という認識はあいまいなことから△とした。

Ccについて、独島爆撃事件に関して「我々はこの尊貴な漁民の犠牲を今回の独島帰属問題において有効に活用せねばならない」と述べるが、事後処理に関する米国との関係への言及はないので△とした。

㉑「1953年7月13日付日本政府の独島（「竹島」）に関する見解に対する韓国政府の論駁」

Abについて、「三峰島」の出典を『東国輿地勝覧』としているが、1954年2月10日付の日本政府の反論でその誤りを指摘される結果となったため△とした。

Beについて、「日本の地方庁の一つによるそのような単純な告示がその島嶼（独島のこと-藤井補註-）に対する韓国の主権に決して影響を与えることはできない」とあるが、日本が竹島の領土編入を秘密裡に行ったという記述はないため△とした。

㉒崔南善「鬱陵島と独島-韓日交渉史の一側面-」

Aaについて、「于山と鬱陵を二つと見る場合、于山をどの島に擬するかは本来一つの無稽な仮想から出た程度であり、必ずどこであると決めることはできない」とあり（連載第5回 1953年8月14日）、あいまいな記述なので△とした。

Abについて、朝鮮政府の検索によっても「三峰島の正体は明らかにならなかったと言えるが、（略-藤井-）後日の『独島』のような一属嶼をさすのかもしれない」とあり（同前）、あいまいな記述なので△とした。

Bfについて、竹島が日本領土に編入された時の「韓国は露日開戦後数次の脅約ですでに日本の思うままに弄ばれる情勢下に置かれていたことは勿論である」とあるが（連載 22回 1953年9月3日）、日本に抗議できなかったと明確に記されていないため△とした。

Caについて、SCAPIN-677による竹島に対する日本の行政権の停止はそもそも日本に竹島の行政権があるために行われたという見解への反論（連載 25回（完） 1953年9月7日）が述べられているだけなので、△とした。

㉓柳洪烈「独島領有の史的合法性」

AaとAbについて、「古来から于山島、山三峰島と呼ばれてきた」とあり、典拠が記されていないため△とした。

Adについて、安龍福が「倭人の出漁を禁止させた（1697）。こうして鬱陵島と独島は無人島の状態で我々の領有」が確認されたとあるが、安龍福が竹島に行ったという記述はないので△とした。

㉔黄相基「独島問題研究」

Bf について、「韓国政府は当時 1904 年（光武 8 年） 2 月 23 日に韓日議定書が調印されて内政は顧問政治を実施していた」とあるが、日本に抗議できなかつたと明確に記されていないため△とした。

- ⑳ 「独島（「竹島」）領有に関する 1954 年 2 月 10 日付、亜二第 15 号日本外務省の覚書として
日本政府が取った見解に反駁する大韓民国政府の見解」

Ab について、『増補文献備考』を引用して「三峰島」に若干触れている程度なので△とした。

- ㉑ 洪以燮「独島は厳然たる韓国領土」（『情報』 公報室 1954 年 10 月）

Ae について、鬱陵島に関する歴史経緯には触れず、竹島を鬱陵島の属島と主張しているため△とした。

- ㉒ 1954 年 10 月 28 日付韓国政府口上書「竹島問題の国際司法裁判所への付託を拒否」

Bf について、「その当時日本は韓国にいわゆる韓日議定書と韓国と日本との最初の協定を強要していたが、島根県庁が独島をその管轄権に含ませたと自称したのはこのような協定の一年後であった」とあるが、日本に抗議できなかつたと明確に記されていないため△とした。

- ㉓ 黄相基「硕士学位論文 独島問題研究」

Be について、「1905 年明治 38 年 1 月 28 日三大臣が閣議を開いて同島を領土として編入することを決議して同年 2 月 22 日付島根県告示第 40 号として独島を『竹島』と称して島根県の管轄下に編入したことは島根県と日本政府の見解覚書によってわかるが、日本政府のこのような行政措置が現代国際法上の領土の得喪方式である（略-藤井-）どの部分にも適用されない」とあり、竹島の日本領土編入は秘密裡に行われたという主張はないため△とした。

Bg について、「光武 8 年（1904 年） 2 月 23 日韓日議定書が調印されて半年後の 8 月 22 日に第一次韓日協約が調印されて韓国内政は日本人たちの顧問政治が執行されていた。（19 頁）」

「1910 年明治 43 年の韓日合併は全韓国民族の意志ではなく現代国際法上批准もなかった事実に（略-藤井-）鑑みて、韓国は 1905 年の日本が独島を領土として編入した事件に関して即時反抗できなかつたことが、領土を放棄したり日本の占有を是認したということも事実上なかつたということ論証できる」とある。“null and void”という語句はないが、日韓議定書や第一次韓日協約への強い反発から△とした。

Cc について、「1948 年 6 月 30 日、米空軍機が爆撃演習をしようとして我が漁民三十名が犠牲になった事件があり、1950 年 4 月 25 日付で韓国空軍顧問官に照会したが、同年 5 月 4 日付で『独島とその近傍で出漁が禁止された事実はないということと、独島は極東空軍の演習目標にはならなかつた』という回答があつた」とある。事件の事後処理に関する米国との関係への言及はないので△とした。

- ㉔ 『外交問題叢書第 11 号 独島問題概論』

Cc について、「1948 年 6 月 20 日に米空軍機が爆撃演習をしようとして出漁中の我が漁民 30 名を犠牲にさせた事件が独島で発生して国内輿論が沸騰した」と述べるが、事件の事後処理に関する米国との関係への言及はないので△とした。

- ㉕ 黄相基「独島問題小考」

Aa について、「独島（于山島）」「于山島（独島）」といった語句があるが、典拠を示してい

ないため△とした。

Adについて、「安龍福と日本漁夫間に衝突があり、1696年李朝肅宗22年に朝鮮政府から徳川関白に抗議すると日本関白は対馬島主を通して正式に日本漁民の出漁禁止を朝鮮政府に公翰を送ってきた」とあり、安龍福が竹島に上陸したとは記されていないため△とした。

㊸金麗生「国際法上から見た独島の帰属」

Beについて、「日本政府が1905年(露日戦争中)島根県告示第40号で独島を一方的に自国に編入させて」とあるが、竹島の日本領土編入は秘密裡に行われたという主張はないため△とした。

Bhについて、「独島を日本領土に編入したのが、いわゆる韓日合併の直前の事実であるということは歴史上・国際法上きわめて重要視する事件である。なぜならば(略-藤井-)露日戦争に勝利した日本が大陸侵略の野欲を持ってすでに確立された国際法規を無視して先占の対象ではない独島を編入したのは他国の領土を奪取したことを自白したのであるからだ」とあるが、竹島は日本侵略の犠牲となった最初の朝鮮の領土という認識が不明確なことから、△とした。

2. 韓国の主張の整理

以上の検討の結果、韓国の主張の変化を次のようにまとめることができる。

I. 1947年夏の竹島を意識しはじめた時期から1948年の大韓民国政府成立前後の時期(①~⑦)

主要な「根拠」は、竹島が鬱陵島の「属島」であることと、竹島が『成宗実録』にある「三峯島」にあたるということであった。しかし、竹島が日本の隠岐諸島よりも韓国の鬱陵島に近いといった「近接性に基づく権限主張は国際法では認めがたいもの」であり、「無意味な感情論である」。²³また、竹島を「三峯島」とする主張も、「古色蒼然たる歴史的遺跡 鬱陵島を捜して 鬱陵島学術調査隊長 宋錫夏」(③)に見られるようにあいまいで、確固たるものではなかった。²⁴そして、1905年の竹島の日本領土編入を侵略として糾弾する姿勢はまだ弱い。申爽鎬「独島所属に対して」(⑦)では、「露日戦争当時、日本は独島に人が住んでいないことを奇貨として(略-筆者-)同年2月2日付で思い通りに自国の領土に編入して島根県隠岐島に所属させて海軍の補給基地として使用させ」とあり、日本の朝鮮半島進出と竹島の日本領土編入が直接的に結びつけられているわけではない。²⁵さらに、同論文では、竹島近海での日本漁船の操業を禁じたSCAPIN-1033を取り上げているのに対して、当然言及があってもよい、竹島を日本の行政区域から除外したSCAPIN-677には触れていない。1947年夏になってはじめて竹島問題を扱った記事が南朝鮮の新聞紙上に見られるようになったが、そこでは竹島での漁業が焦点となっ

²³前掲註(1)「竹島(独島)紛争の再検討-竹島(独島)紛争と国際法、国際政治-(3)」108~109頁。

²⁴この記事について、記事中の鬱陵島に関する記述が古文獻の「于山島」に関する記述と類似しており、宋錫夏は「于山島」を鬱陵島と認識していたという指摘がある(『于山島=鬱陵島』と認識の韓国史料(2009年2月22日付『山陰中央新報』松江))。

²⁵杉原隆は「竹島を、戦争を優位にする拠点と考えていたなら、民間人の竹島への出漁を政府が許さなかったはず」などの根拠から、「竹島が日露戦争の戦略上のため島根県の所属とされたとする資料は」発見されていないとしている(『山陰地方の歴史が語る「竹島問題」』(2010年9月 松江)94~95頁)。

ていた²⁶ことが影響していると思われる。また、1946年に『水産経済新聞』等でマッカーサーライン改訂反対の主張が掲載されたことの影響が強かったためかもしれない。興味深い問題である。総じて、1948年8月15日の大韓民国政府成立前後までの南朝鮮の竹島問題に関する主張は、十分な準備の上に行われたものではない。

II. 1951年9月の対日講和条約締結から1952年1月の李承晩ライン宣言前後の時期（⑧～⑬）

総司令部の二つの措置（SCAPIN-677とSCAPIN-1033）の有効性が強調され、また1948年におきた米軍による竹島爆撃事件が言及される。一方で、歴史的根拠や1905年の竹島の日本領土編入に関する主張はほとんどなされていない。1951年8月10日付の「ラスク書簡」で、対日講和条約で竹島を日本領からはずすという韓国の要求を米国は拒否し、そのまま1951年9月8日に対日講和条約は調印された。翌1952年1月18日付の李承晩ライン宣言（正式名称は「隣接海洋に対する主権に関する宣言」）で竹島領有を主張した韓国の行動は、外交交渉で得られなかった成果を一方的な宣言で実現しようとするものであり、到底日本の受け入れられるものではなかった。この時期の韓国は朝鮮戦争（1950年6月25日～1953年7月27日）の最中であつた。1951年7月8日から休戦会談が行われていたが、韓国は国土の荒廃に苦しみ依然として緊張を強いられていた。韓国には竹島に関する歴史文献を調査する余裕などなく、竹島を日本の行政区域から外し、日本漁船の竹島周辺での操業を禁止した総司令部の二つの措置を既得権益として主張するしかなかった。たとえ、二つの措置が日本領土の最終的な決定とは無関係と明記され、竹島領有を主張する根拠にはならないことが明白であつたとしてもそうせざるをえなかったのである。

III. 1953年前後から1955年にかけての時期（⑭～⑳）

竹島問題に関して日韓の政府間で数次にわたる本格的な論争が行われた。論争に対応して、韓国はさまざまな「根拠」をあらたに主張することになる。まず、あいまいさの拭えない「三峯島」にかわって「于山島」を竹島とする「根拠」が発見された。そして申奭鎬「独島所属に対して」（⑦）では1693年に「慶尚道東萊漁民安龍福一行と日本伯耆漁民が鬱陵島で出会い衝突が発生した」（94頁）とあつたのに加えて、崔柄海「光復された独島の領有権を主張する」（⑱）では安龍福らは1696年に「独島に至って『ここも我が領土であるのを知らないのか』と」（77頁）日本人を一喝したとされたのである。「安龍福事件」の発見であつた。こうして竹島が古来朝鮮領であつたとする主張を強化した韓国は、竹島を日本領土に編入した1905年前後の日韓関係をより詳細に記して日本が竹島を強奪したという印象を強めようとした。さらに「カイロ宣言」を持ち出して、竹島は日本からの剥奪が定められた「暴力および強欲により日本が略取した領土」にあたり、日本が竹島の領有権を主張するのは日本の再侵略の野心の現れであるとまで強弁するようになったのである。

²⁶1947年6月20日付『大邱時報』（大邱）の「倭族日本の見当外れの言動 鬱陵島近海の島を自分の島だと 漁区として所有」、同年7月23日付『東亜日報』（ソウル）の「版図に野欲の触手 捨てられない日人の侵略性 鬱陵島近海独島問題再燃」、同年8月13日付『漢城日報』（ソウル）の「近海侵寇の日漁船 マッカーサーライン修正も建議」。拙稿「韓国の海洋認識-李承晩ライン問題を中心に-」（『韓国研究センター年報』11 九州大学韓国研究センター 2011年3月 福岡）参照。

3. 韓国の主張の形成-1953~1954年-

現在の日韓関係において、とりわけ重要性を持つのは1953年から1954年にかけて韓国が形成した竹島問題に関する主張である。この兩年の日韓間には次のような対立事項があった。

I 日韓会談（日韓国交正常化交渉）の決裂

第二次日韓会談（1953年4月15日～7月23日）は、特に請求権問題と漁業問題での対立を收拾できず不調に終わった。交渉継続によって利益を得ることはできないと考えた韓国は、第三次日韓会談（1953年10月6日～10月21日）での「久保田発言」を問題視してすべての協議を拒否し、以後日韓会談は4年半の中断期に入った。

II 韓国による日本漁船拿捕の深刻化

すでに1953年2月4日に第一・第二大邦丸が銃撃されて日本人漁船員一名が死亡する事件が起きていたが、1952年9月27日から設定されていた国連軍防衛水域が停止された1953年8月27日以後、被拿捕日本漁船は激増した。特に同年9月6日から10月6日にかけては済州島周辺海域で38隻が拿捕された。結局、1953年に45隻、1954年に34隻が拿捕され、戦後韓国に拿捕された全日本漁船326隻の約4分の1が兩年に集中した。²⁷

III 竹島周辺での緊張の激化²⁸

- ・1953年5月28日、島根県水産試験所所属試験船「島根丸」が調査。韓国人の竹島での漁労を確認（『外交問題叢書第11号 独島問題概論』（㊸）では「第一次侵犯」）。
- ・1953年6月25日、隠岐高校水産練習船「おとり丸」が調査、韓国人の竹島での漁労を目撃（『外交問題叢書第11号 独島問題概論』（㊸）では「第二次侵犯」）。
- ・1953年6月27日、島根県と海上保安部が合同で調査、巡視船「くずりゅう」と「おき」で上陸して日本の領土標識を建てた（『外交問題叢書第11号 独島問題概論』（㊸）では「第三次侵犯」）。
- ・1953年7月12日、海上保安部巡視船「へくら」が銃撃された。
- ・1953年8月3日、海上保安部巡視船「へくら」が巡視、領土標識が撤去されていることを発見。8月上旬に再建した。
- ・1953年9月23日、鳥取県水産試験船「だいせん」が標識が撤去されているのを確認した。
- ・1953年10月5日、海上保安部巡視船「へくら」が巡視、撤去されていた領土標識を再建した（東島・西島に各一本）。
- ・1953年10月23日、海上保安部巡視船「ながら」と「のしろ」が哨戒、韓国の設置した標石を撤去し、韓国によって撤去されていた日本の領土標識を再建した。
- ・1954年3月23日、島根県水産試験所所属試験船「島根丸」が上陸して調査。

²⁷拙稿「李承晩ラインと日韓会談-第一次～第三次会談における日韓の対立を中心に-」（『朝鮮学報』193 朝鮮学会 2004年10月 天理）133頁。拙稿「島根県の漁業者と日韓漁業紛争」（『第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』（島根県総務部総務課 2011年2月 松江））88頁。

²⁸日本側の動きについては、田村清三郎『島根県竹島の新研究〔復刻補訂版〕』（島根県総務部総務課 2010年6月 松江）119～129頁に拠っている。韓国海軍水路局による1954年の「独島測量」については『韓国水路史1949-1980』（水路局 1982年10月 ソウル 韓国語）に拠っている（52～53頁）。1953年6～7月の竹島をめぐる日韓の対立は、『アサヒグラフ』57-37（朝日新聞社 1953年9月16日）で報じられた。1954年5月1日の久見漁協による試験操業については、2012年2月10日付『山陰中央新報』が2011～2012年に行われた島根県による関係者に対する聞き取り調査の様態を報じた。

- ・1954年5月1日、隠岐島五箇村久見漁業協同組合が島根県漁業取締船「島風」で竹島での試験操業を行う。
 - ・1954年8月23日、海上保安部巡視船「おき」が韓国に銃撃を受け待避。
 - ・1954年8月23日、韓国政府は竹島に灯台を設置したことを各国駐韓外交代表に通知。
 - ・1954年9月15日、韓国政府は竹島を韓国領として描いた切手を発行。
 - ・1954年9月30日、韓国海軍水路部が23日間にわたる「独島測量」を開始。
 - ・1954年10月2日、海上保安部巡視船「おき」と「ながら」が竹島に韓国人警備員が常駐していることを確認。
 - ・1954年11月21日、海上保安部巡視船「へくら」と「おき」が竹島から砲撃を受ける。
- こうして韓国の竹島不法占拠が現実化する中で、日韓両国政府は相手の行動を非難する文書を送付した。その数は、1953年と1954年の両年で日本側・韓国側ともに11件に上った。

29

IV 日韓間の竹島をめぐる論争の本格化

1953～1954年に日韓両政府が竹島の領有を主張した口述書の応酬は次の通りである。³⁰

- i 1953年7月13日、「竹島領有に関する日本政府の見解（竹島が日本国領土の一部であることについての歴史的事実及び国際法上もなんら議論の余地のないころを記述）」
- ii 1953年9月9日、「竹島領有に関する韓国政府の見解（竹島が韓国領であるとの歴史的事実の記述）」
- iii 1954年2月10日、「竹島領有に関する日本政府の見解（竹島が日本国領土の一部であることについての歴史的事実の記述）」
- iv 1954年9月25日、「竹島領有に関する韓国政府の見解（竹島が韓国領土であるとの歴史的事実の記述）」
- v 1954年9月25日、日本政府の「竹島問題の国際司法裁判所への付託を提議」
- vi 1954年10月28日、韓国政府の「竹島問題の国際司法裁判所への付託を拒否」

1952年の李承晩ライン宣言直後の日韓両政府の抗議文（1月28日付の日本側口述書「李ライン宣言（同年1月18日）に抗議すると共に、同ライン内に組み入れられた竹島は疑いもなく日本領土であり同島に対する韓国の領有権は認められない旨通告」および1952年2月12日付口述書「1・28日付け日本側抗議に対する反論 1946・1・29付けのSCAPIN677は竹島を日本領域から除外しており、かつ、マッカーサーラインの設定に際しても竹島は韓国側に組み入れられている」）では漁業問題に内容が多く割かれ、竹島に関する記述は六分の一程度であったのと違い、1953～1954年の日韓両政府は竹島問題について全面的に論争することになったのである。

このように日本との対立が激化する中で、竹島領有の主張を形成する上で重要な動きが韓国に見られる。一つは、韓国山岳会が主催して韓国政府の文教部・外務部・国防部・商工部・公報處が後援した「鬱陵島・独島学術調査団」が派遣されたことである。同調査団は1953年10月15～16日に竹島に上陸して測量や調査を行った。³¹同調査団の主催者と後援者は1952

²⁹ 『時の法令別冊 日韓条約と国内法の解説』（大蔵省印刷局 1966年3月 東京）224～225頁。

³⁰ 同前。口上書の名称も同書に拠っている。

³¹ 「独島踏査に成功 山岳会学術調査団18日帰京」（1953年10月19日付『朝鮮日報』）。これに対応して海上保安庁は巡視船「へくら」と「ながら」を竹島に派遣した。1953年10月18日の境海上保安部

年9月に派遣された同名の調査団と同一であり、本稿でその論考を検討する人物のうち洪鐘仁・李崇寧・柳洪烈・洪以燮の4名が1952年と1953年の両方の調査団に参加している。³²洪鐘仁は「独島に行ってきた」と題した手記を、1953年10月22日から同年10月27日にかけて4回にわたって、『朝鮮日報』に掲載した。「鬱陵島・独島学術調査団」の総合的な調査報告書は刊行されなかったようであるが³³、調査の記録映画は作成され、翌年公開された。³⁴1947年に竹島問題を南朝鮮過渡政府が意識し始めて以来、竹島問題に関する韓国側主張の形成そして韓国民への竹島問題の啓蒙のために韓国（朝鮮）山岳会が精力的に活動したことが確認できる。³⁵

一方、日本との論戦のために韓国政府は次のような活動を行った。まず、1953年7月に「外務部独島問題調査委員会」で対日反駁書の基礎資料を調査集結させた。³⁶同時に、韓国山岳会の幹部から外務部に対して「独島研究会」を組織することが提言された。³⁷これらは1953年7月13日付の日本政府の口上書に対応したものであろう。さらに、「韓国政府は1954年7月7日、外務部長官室で国内の権威ある史学家と国際法学者を招聘していわゆる竹島（独島）の領有権に関する理論と平和線に関する問題を研究するため、独島問題研究委員会を構成して、同委員会に日本政府の竹島に関する見解に対する反駁文を作成させ、日本政府に伝達した」。³⁸これは1954年2月10日付の日本政府の口上書に対応したものであろう。

注目すべきは、韓国山岳会理事の李崇寧が「日本が独島を強奪した詳しい経緯についてはすでに明白な事実であるが、さらに完璧を期すために学会で資料を整理中」である、「問題が拡大するほど日本の過去の罪状が白日下に暴露されて我々に一層有利に展開することにな

の発表では「10月13日に確認した東西両島の領土標識は撤去されて見当らず、東島山頂ほか三箇所に旗ザオがあり、西島付近の小島には二本の測量標識らしいものがあつた」（前掲註(28)『島根県竹島の新研究〔復刻補訂版〕』123頁）とあり、同年10月5日に日本が再建した領土標識がこのときに撤去されたことがうかがえる。これに関連して、釜山工業高等学校土木工学科科長で1953年の「鬱陵島・独島学術調査団」に参加した朴炳桂は「島根県隠地郡五箇村竹島の九尺の杭は一週間もすれば鬱陵島警察署の焚きつけになるいわゆる杭戦争の島、問題の独島」と書き残している（「独島測量」60頁 韓国語）。

³²「鬱陵島・独島学術調査団」団長の洪鐘仁（朝鮮日報社主筆）は韓国山岳会副会長、同調査団副団長の李崇寧（ソウル大学校文理科大学国文科教授）は同会理事、柳洪烈（ソウル大学校医予科部長史学科教授）と洪以燮（海軍戦史編纂室・高麗大学史学科教授）はともに同調査団の「人文科学部歴史・地理・考古班」に属し、柳洪烈は同会理事、洪以燮は同会会員であった（『檀紀 4285年7月 鬱陵島・独島学術調査団派遣計画書』）。なお、柳洪烈と洪以燮の所属部署名は1953年の「鬱陵島・独島学術調査団」では「文化班」に変更された（『檀紀 4286年7月 鬱陵島・独島学術調査団派遣計画書』 韓国語）。

³³「独島は厳然たる韓国領土」(㉔) 41頁。なお、1952年の調査の報告書について、李崇寧は「我々の一挙一動が日本の情報網によってキャッチされ」ることを恐れて韓国山岳会の中で公開することに論議があつたと記している（「独島問題と今後の対応」(㉔) 50頁）。

³⁴「独島記録映画公開 本日歯大大講堂で」（1954年5月5日付『東亜日報』）。

³⁵2003年8月12日に発信(http://ohmynews.com/NWS_Web/view/at_pg.aspx?CNTN_CD=A000013807)された韓国のインターネット新聞サイトであるオーマイニュースによれば、1954年8月の竹島への灯台設置も韓国山岳会の提言によるものであつたという。

³⁶「独島は厳然たる韓国領土」(㉔) 41頁。

³⁷「独島問題と今後の対応」(㉔) 53頁。同論文と、1953年に『希望』に掲載されたと付記されている李崇寧「私が見た独島（現地踏査記）」（前掲註(20)『独島』(285～296頁)および同『独島資料集』6（海洋水産部 2000年12月 刊行場所不明）(512～519頁)）に収録されている）はほぼ同内容であるが、「私が見た独島（現地踏査記）」には「独島問題と今後の対応」中の「三、外務部に提言 独島研究会を組織せよ」の部分がないなど、欠けている部分がある。韓国政府の竹島問題への対応策に関連する記述が含まれているため、編集の際に削除されたのであろう。

³⁸前掲註(19)『独島領有問題解説 附録平和線問題』70～71頁。

る」と述べていることである。³⁹この時期、竹島問題に関する韓国の主張の「根拠」が、「1905年の竹島の日本領土編入の不当性」を重視して形成されていったことを示唆しているからである。その一例が、1953年9月9日および1954年9月25日付韓国側口上書(㉑・㉒)に現れた、“null and void”の主張(Bg)であった。この主張は韓国が日韓会談ですすでに行ってきたものであった。1910年の日韓併合条約(正式名称は「韓国併合ニ関スル条約」)など旧大韓帝国と日本国の間で締結されたすべての条約が無効(null and void)であることを国交樹立のための条約に明文化することを韓国は求めたのである。この要求の背景には、日韓併合に全朝鮮人が徹底して反対し、日本統治期においても日本の支配と戦い続けたという歴史像を日本に認めさせようとする韓国人の願望があった。つまり韓国は自らを連合国と位置づけて日本から利益を得ようとしたのであった。⁴⁰韓国は日韓会談で展開した主張を竹島問題にも応用したのである。

そして、1954年10月、竹島は日本の朝鮮半島侵略の犠牲となった最初の領土であるという主張(Bh)がついに登場する。まず洪以燮「独島は厳然たる韓国領土」(㉓)では「日本は1910年に韓国の主権を強奪する先だって、独島を鬱陵島から奪っていったという国際的な強奪をまず敢行したのであった」(41頁)と主張された。そして、1954年10月28日付韓国政府口上書「竹島問題の国際司法裁判所への付託を拒否」(㉔)では、「韓国は四十年以上も帝國的日本の侵略によってその権利が略奪されたという事実を日本に喚起したい」と日本を非難した後に、「独島は日本侵略の犠牲となった最初の韓国の領土であった」という主張が日本に向かって投げられた。同口上書ではさらに、「韓国国民にとって独島は東海の果てにある一個の小島であるだけでなく、それは日本と相対する韓国主権の象徴であり、韓国主権の保全を試験する実例だ」と続く。こうして、韓国にとって竹島は日本海に浮かぶ岩だらけの小島ではなく、韓国そのものになっていったのである。

1905年の竹島の日本領土編入の不当性を強調するためには、それ以前に竹島が朝鮮領であることの実証が必要であった。それまで十分とはいえなかったこの作業については、前述した「于山島」や「安龍福事件」の発見以外に、次のように「根拠」が強化された。まず、「17世紀末に江戸幕府は鬱陵島およびその『属島』の竹島を朝鮮領と認めた」(Ae)についてである。申奭鎬「独島所属に対して」(㉕)では、「竹島すなわち鬱陵島を朝鮮領土と承認した以上、その属島である独島すなわち現在日本人がいう竹島もまた朝鮮と承認したと見ることができる」と述べられていた(94頁)。それが、1954年9月25日付の韓国政府の口上書(㉖)では「肅宗23年2月(1696)に至って、日本政府は鬱陵島(竹島)と鬱陵島から49海里的距離にあって島根県隠岐島から約86海里的の海中にあるその附属島(独島)が韓国の領有であることを再認定し、以後この地域に出漁を禁止した」と、江戸幕府が竹島自体の領有を放棄したかのように論理が飛躍するのである。

次に「鬱陵島の住民は日本領土編入以前から竹島で漁労活動をしていた」(Ba)についてで

³⁹「独島問題と今後の対応」(㉑)51頁・50頁。

⁴⁰拙稿「第1次日韓会談における「旧条約無効問題」について」(『東洋史訪』15 史訪会 2009年3月 兵庫)参照。自らを連合国、日本を敗戦国と位置づけて有利な立場で日韓会談に臨もうとした韓国の姿勢が、根拠がないにもかかわらず李承晩ライン宣言で竹島に主権を主張した韓国の行動の背景にあることを筆者は「日韓会談の開始と竹島問題」(前掲註(27)『第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』)で指摘した。「国際法上から見た独島の帰属(㉑)で金麗生が「日本が国際法上の理論から逸脱して韓国が準連合国の待遇を受けた理由が理解されないならば、それは理論的な錯雑性ではなく、従来の自尊心や軍国主義的野心(略-藤井-)が許容されないため」(53頁)と、竹島問題とは関係のない主張を唐突に展開した背景には、韓国の歴史観と日本に対する優越感がある。

ある。申爽鎬「独島所属に対して」(⑦)では「鬱陵島開拓以後鬱陵島人はすぐにこの島を発見して、或いはコンブとアワビを採るために或いはカジェ⁴¹をつかまえるために、多く独島に出漁した」とある(95頁)。つまり朝鮮人の竹島での漁労を「鬱陵島開拓令」以後としている。⁴²

そして「日本が独島を強奪する1年前の1904年に日本軍艦対馬が独島を調査したときに鬱陵島漁民がこの島に来て仮小屋を建てて十数日滞在しながら海驢すなわち可支を獲っていると記録している」と『朝鮮沿岸水路誌』1(水路部1933年1月東京)の記述を示していた。⁴³ところが、柳洪烈「鬱陵島・独島学術調査紀行」(⑮)では「古代から鬱陵島の属島として島民たちの漁場となった」という記述が現れる。崔南善「鬱陵島と独島-韓日交渉史の一側面-」(⑳)では、『正宗実録』の記述(1794年に搜討官韓昌国が「可支島」で「可支」2頭を捕らえたという記録)をひいて「可支島」を竹島とした(連載第20回1953年9月1日)。⁴⁴金太民「最近の韓日関係解剖」(『希望』3-12希望社1953年12月ソウル韓国語)では、「昔も今も、鬱陵島と東海岸漁民の漁労基地として利用されている事実-日本漁民たちは本土からの距離と、独島が岩石だけのせい、漁期を使用したことはまったくなかった-によって押し量ってみても、(独島が鬱陵島の属島であることは-藤井補註-)今更云々する対象ではない」(37頁)と、マッカーサーラインおよびその後の韓国の不法占拠によって日本人が竹島に接近できなかった状況を、あたかも古代からの歴史的事実のように認識している。さらに、黄相基「独島問題小考」(㉑)では「1600年以来1800年までの間に幾種類かの(日本人-藤井補註-)漁夫たちの記録が伝わっているが、このような文献は両国の正式な外交公翰の知らざるところで誤製されたもの」とある。このように、江戸時代からの日本人の竹島への渡航、明治以降の日本人による竹島での漁労の事実を否定する記述まで登場したのである。

韓国山岳会理事の李崇寧は「独島問題と今後の対応」(㉒)で、李承晩大統領が対馬は韓国領であると主張したときに日本政府が「一大調査を敢行してすでにその大報告書が公刊された」⁴⁵ような気魄が韓国政府にも必要であると述べた上で、次の諸事項を外務部に要望した

⁴¹「カジェ」はアシカと考えるのが自然であるが、同論文では「洞窟と付近の岩島にはカジェ(可支)俗称オットセイ(海驢)が群棲し」ともあり(90頁)、申爽鎬がアシカとオットセイを混同していたことがうかがわれる。

⁴²「鬱陵島開拓令」いう名称の朝鮮政府の法令があったわけではない。「副護軍李奎遠を鬱陵島檢察使に任命して島内外の形成を細密に調査した後に従来の方針を変更して鬱陵島に入居する人々を募集した」ことを「鬱陵島開拓令」と申爽鎬が表現したのである(同論文95頁)。なお、「鬱陵島開拓令」の典拠である同論文の「註7 承政院日記 高宗18年壬午6月5日己亥」の「高宗18年」は「高宗19年」の誤りである。よって申爽鎬のいう「鬱陵島開拓令」は1881年ではなく1882年に出されたことになる。

⁴³この主張に対して、川上健三は「少なくとも明治36年(1903年)以降の今日の竹島におけるあしか猟業は、その大部分が隠岐島民によって行われていた。明治37年、38年には、隠岐島民に加えて鬱陵島からも同島におもむいたものが若干はあったが、それらは(略-藤井-)日本人と日本人に雇傭された鬱陵島島民であって、韓国のいうような鬱陵島の島民が自ら同島のあしか猟業を経営したわけではない」と、この主張の誤りを指摘した(『竹島の歴史地理学的研究』(古今書院1966年8月東京)185頁)。

⁴⁴この主張は竹島がアシカの唯一の棲息地であったという先入観に基づいている。川上健三は、当時のアシカの主たる棲息地は竹島よりも鬱陵島であったとして、この主張の誤りを指摘した(前掲註(43)『竹島の歴史地理学的研究』136頁)。日韓会談(予備会談・第1次会談)の韓国側代表となる兪鎮午は1951年に面会した崔南善の説明で「独島の来歴をすぐに私は確信できた」と回顧している(「韓日会談が開かれるまで(上)」(『思想界』156思想界社1966年2月ソウル韓国語))が、崔南善の竹島に関する知識は正確なものではなかった。

⁴⁵李承晩大統領は1948年8月17日および1949年1月7日に対馬「返還」を要求した(KOREA'S RECENT

(53 頁)。「(1) 独島問題に関する細密で文献上または実地調査の具体的な資料を本当に整備しているのか？ (2) 独島に関して日本を軽く見ているのではないのか？ (3) 全学界の衆知を集めて最高の方案を建てずに外務部 (だけで-藤井補註-) 強力に解決しようとするのか？ (4) 外務部はこのような重大な問題に特別予算を計上して資料整備、印刷物、学者派遣特に日本への調査員派遣を計画しないのか。そして独島関係書類を選んで英語に翻訳出版して世界に広く日本の罪過と我々の正当性を宣伝しないのか？」。これらのうちの多くは韓国政府が今日実践しているものなのであり、1953～54 年が韓国政府の竹島問題への対応を決定づけた時期であることを示している。

おわりに

「独島は日本の韓国侵略の最初の犠牲物だ。解放とともに独島はふたたび我々の胸に抱かれた。独島は韓国の独立の象徴だ。日本が独島の奪取を企むことは再侵略を意味することだ。」2011 年 8 月 12 日、竹島問題を国際司法裁判所に付託しようとする日本の動きについて、韓国の金星煥外交通商部長官は 1954 年 10 月 28 日付韓国政府口上書「竹島問題の国際司法裁判所への付託を拒否」(㉔)をこのように引用して、「わが政府の立場は何一つ変わっていない」と述べた。⁴⁶一方、鬱陵島視察を計画して 2011 年 8 月 1 日に韓国の金浦国際空港に到着したものの韓国当局に入国を拒否された稲田朋美衆議院議員は次のように述べた。「竹島を日本の領土だと主張することは、『日帝侵略』を美化し賛美することであり、典型的な入国拒否事由に当たるというのだ。驚くべき時代錯誤というほかない。竹島は韓国にとり単に領土の問題ではなく、歴史認識、民族の自尊心の問題であることが分かる」。⁴⁷稲田議員らの目的地が竹島ではなく鬱陵島であったにもかかわらず、竹島は日本の領土であると明言する日本人への韓国人の反発の激しさは日本人に強い印象を与えた。このように、60 年近く前に発せられた「竹島は日本の朝鮮半島侵略の犠牲となった最初の領土である」という主張は現在の韓国をも呪縛しており、韓国人に冷静さを失わせ、竹島問題の解決を阻んでいるのである。

しかし、本稿で検討した結果わかるように、竹島の日本領土編入を日本の朝鮮侵略の一環としてとらえる主張は、1952 年 1 月の李承晩ライン宣言前後の時期ですら確固たるものではなかった。⁴⁸とりわけ、「竹島は日本の朝鮮半島侵略の犠牲となった最初の領土である」とい

CLAIM TO THE ISLAND OF TSUSHIMA(米国国立公文書館 (RG84) Entry 2846, Korea, Seoul Embassy, Classified General Records, 1953-55, Box, 12))。この発言がもたらした波紋は大きかった。「GHQ 報道関係係官の話によると李承晩大統領の対馬声明以来、同島の住民が動揺し、荷物をまとめて逃げ帰る傾向が顕著であったが、最近は解消した模様だとのことである」という記録がある(「連絡調整中央委員会幹事会議事要旨 35 回」(1948 年 10 月 23 日))。日本の 8 学会 (日本言語学会・日本考古学会・日本人類学会・日本地理学会・日本民俗学会・日本民族学協会・日本社会学会・日本宗教学会) による対馬調査は 1950 年 7 月 5 日から同年 8 月 20 日にかけて行われた。調査報告書である『対馬の自然と文化』(古今書院 1954 年 9 月 東京)に、対馬の文化や住民の身体的形質が日本や日本人と同質であるかについての関心が見られるのは、李承晩発言を背景としたものである。ただし、調査経費は文部省科研費に依存していたものの、8 学会による対馬調査は日本政府の指示によって行われたものではない。

⁴⁶「57 年前の‘卞榮泰書簡’再び持ち出した理由は」(2011 年 8 月 15 日付『中央日報』ソウル 韓国語)。

⁴⁷「正論 領土守るのは強い意志と行動だ」(2011 年 8 月 18 日付『産経新聞』)

⁴⁸日本海軍水路部が 1933 年に発行した『朝鮮沿岸水路誌』1 を韓国の海軍本部が翻訳して 1952 年 1 月に出版した『韓国沿岸水路誌』1 に、「独島」ではなく「竹島」の名称がそのまま掲載されていた事実(「韓国水路誌に「竹島」「独島」の表記欠落 不明確な領有認識」2012 年 1 月 3 日付『山陰中央新報』)などは、当時の韓国の指導層の間ですら竹島の認知度がいかに低かったかを物語っている。

う主張は、1953年から1954年にかけて日韓関係が緊張する中で人為的に形成された、いわば「作られた意識」であった。韓国は、竹島の日本領土編入を日本の朝鮮侵略の一環としてとらえる主張自体が誤りであるという指摘⁴⁹に耳を傾けるとともに、この主張が形成されてきた過程を冷静に振り返る必要がある。

よって、『毎日新聞』（電子版 大邱 韓国語）の、「独島博物館 ‘李承晩大統領 独島平和線宣布’ 特別展 告示資料 漁具など…来月 18 日まで」（2012 年 1 月 21 日付）という記事標題や、「李承晩大統領が独島を基点として海洋主権を宣言した」（2012 年 2 月 14 日付「慶北道 日本の「第 7 回竹島の日」に踏み出す 道知事と大学生 直接会って日本の独島侵奪野欲対応方法など討論）といった文言は、李承晩ライン宣言の主目的が東シナ海・黄海の好漁場の資源独占にあり、竹島への関心はそれよりも小さかった歴史的事実を理解していないことを示している（前傾註(26)「韓国の海洋認識-李承晩ライン問題を中心に-」および拙稿「李承晩ライン宣言と韓国政府」（本報告書所収）参照）。

⁴⁹近年の論考として、塚本孝「韓国の保護・併合と日韓の領土認識-竹島をめぐる-」（『東アジア近代史』14 東アジア近代史学会 2011 年 3 月 東京）がある。また、同「竹島問題研究会〔第 1 期〕最終報告書批判へのコメント」（本報告書所収）参照。